

# 令和7年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

1 日 時 令和7年6月24日（火）  
開会 午後2時00分 閉会 午後4時13分

2 場 所 イングビル2階 第2会議室

3 付議事件 別紙議事日程のとおり

4 出席委員	教	育	長	後	藤	彰
	教	育	職	務	代	理
	委		員	員	員	員
	委		員	服	山	修
	委		員	部	田	一
	委		員	今	雅	章
	委		員	井	子	子
			員	宍	戸	ゆ
			員	戸	鈴	み
5 出席職員	教	育	部	長	佐	野
	教	育	部	長	早	川
	教	育	特	命	坂	礼
	教	育	企	担	本	成
	学	務	画	当	海	義
	教	育	課	部	老	隆
	教	育	指	課	澤	功
	教	育	指	導	田	孝
	教	育	指	導	村	夫
	教	育	指	導	栗	武
	教	育	指	導	高	郁
	指	導	指	導	野	子
	指	導	指	導	田	佳
	指	導	指	導	佐	豊
	教	育	指	導	伯	明
	教	育	指	導	内	幸
	教	育	指	導	藤	雄
	社	会	指	導	宮	洋
	公	民	指	導	崎	子
	団	書	指	導	大	和
6 事務局	教	育	支	援	宮	泉
	教	育	教	課	崎	直
7 傍聴人	社	会	教	課	大	藤
	公	民	館	長	近	心
	団	書	館	長	大	庭
					佐	木
					々	通
					2	人

## 令和7年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 令和7年6月24日（火）午後2時から  
場 所 イングビル2階 第2会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第31号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第32号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 第 4 議案第33号 西東京市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第34号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について
- 第 6 議案第35号 西東京市教育委員会担当職の職務に関する規程の廃止について
- 第 7 議案第36号 西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について
- 第 8 議案第37号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- 第 9 議案第38号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について
- 第 10 議案第39号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第 11 報 告 事 項
  - (1)西東京市立田無第三中学校建替協議会検討状況の中間まとめ
  - (2)学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
  - (3)令和7年度西東京市立学校教育研究奨励事業等 学校一覧
  - (4)いじめ重大事態に関する対応について
- 第 12 そ の 他

令和7年西東京市教育委員会第6回定例会議事追加日程

日 時 令和7年6月24日（火）午後2時から  
場 所 イングビル2階 第2会議室

第1 協議事項 西東京市立田無第三中学校の建替えについて



# 西東京市教育委員会会議録

令和 7 年第 6 回定例会  
( 6 月 24 日 )

## 午後2時00分開会

### 議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和7年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。

#### 〔傍聴者入場〕

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○後藤教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

---

○後藤教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第11 報告事項 (4) いじめ重大事態に関する対応については、個人情報保護に関することから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づき、会議を秘密会とし、日程第12 その他の後に開催したいと思いますが、本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

#### 〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○後藤教育長 日程第2 議案第31号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○坂本教育企画課長 それでは、議案第31号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、について説明させていただきます。

本議案は、組織改正に伴いまして規定を整理するものでございます。

おつけしております資料を御覧いただければと思います。こちらに新旧対照表をつけてございまして、改正案のほうを御覧いただければと思います。

組織改正に伴いまして、社会教育課の名称が変更になることから、学校施設使用に関する事務に使用する各種承認書用の公印の名称を「西東京市教育委員会地域学習推進課専用」に改め、公印管守者を「社会教育課長」から「地域学習推進課長」に改めるものでございます。

この規則は、令和7年7月7日から施行するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第31号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

#### 〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 
- 後藤教育長　日程第3　議案第32号　西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 坂本教育企画課長　議案第32号　西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、について説明申し上げます。
- 本議案は、教育財産の管理について、組織改正に伴い、規定を整理するものでございます。恐れ入りますが、お手元の資料、新旧対照表を御覧ください。
- 第3条第1項におきまして、教育部学務課長は、所管する教育財産を管理する管理分掌者の事務を調整するため必要な措置を行うことができるものとし、同条第2項におきまして、教育財産の効率的運用及び管理の適正を図るため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを求めることができますに改めるものでございます。
- また、第4条では、教育部学務課に、教育財産の管理を適正かつ円滑に行うため統括主任を設置し、同条第2項において、統括主任に教育部学務課学校施設管理係長を充てることとするものでございます。
- この規則は、令和7年7月7日から施行いたします。
- よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。
- 後藤教育長　説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。
- これより討論に入ります。――討論を終結します。
- これより議案第32号　西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。
- 〔賛成者挙手〕
- 全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。
- 
- 後藤教育長　日程第4　議案第33号　西東京市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 大内社会教育課長　議案第33号　西東京市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則、につきまして、提案理由を説明申し上げます。
- 本議案は、教育委員会事務局の組織改正に伴い、社会教育課の名称を変更する必要があるため、本規則の一部を改めるものでございます。
- 続いて、資料、西東京市社会教育委員会議規則新旧対照表を御覧ください。
- 右側が現行、左側が改正案として、「社会教育課」から「地域学習推進課」に課名を変更する内容となっております。
- 施行期日につきましては、令和7年7月7日から施行するものでございます。
- 私からは以上でございます。
- 後藤教育長　説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。
- これより討論に入ります。――討論を終結します。
- これより議案第33号　西東京市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○後藤教育長　日程第5　議案第34号　西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○坂本教育企画課長　議案第34号　西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、説明申し上げます。

本議案は、組織改正に伴い、規定の一部を整理するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料、西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項第7号におきまして、「特命担当部長」を「担当部長」に改め、「担当部長」を「地域学習推進担当部長」と定義し、第3条第2項におきまして、担当部長の所掌事項に係る事案については、担当部長がその決定に関与するものといたしますが、第3項におきまして、部の進行管理や予算、人事関係などにつきましては、部長の決裁を受ける必要がある旨を規定するものでございます。

第6条でございます。こちらは代決の規定でございます。第1項第1号におきまして、教育長が不在のときは担当部長が所管する事案に限り担当部長が代決し、第2号において、部長が不在のときは担当部長が所管する事案に限り担当部長が代決し、第3号におきまして、担当部長が不在のときは主管課長がその事案を代決するものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、別表第2でございます。

こちらは、社会教育課の名称変更に伴いまして職名を改めるものでございます。

この訓令は、令和7年7月7日から施行いたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長　説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第34号　西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○後藤教育長　日程第6　議案第35号　西東京市教育委員会担当職の職務に関する規程の廃止について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○坂本教育企画課長　議案第35号　西東京市教育委員会担当職の職務に関する規程の廃止について、説明を申し上げます。

本議案は、組織改正に伴いまして、地域学習推進担当部長を設置することから廃止するものでございます。

なお、地域学習推進担当部長の職務につきましては、西東京市教育委員会事務局処務規則第12条第5項に規定しているところでございます。

この訓令は、令和7年7月7日に施行いたしまして、同規程は7月7日付で廃止となるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第35号 西東京市教育委員会担当職の職務に関する規程の廃止について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○後藤教育長 日程第7 議案第36号 西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大内社会教育課長 議案第36号 西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について説明申し上げます。

本議案は、教育委員会事務局の組織改正に伴い、社会教育課の名称を変更する必要があるため、本規程の一部を改正するものでございます。

続きまして、資料、西東京市郷土資料室の運営に関する規程新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正案として、「社会教育課」から「地域学習推進課」に課名を変更する内容となっております。

施行期日につきましては、令和7年7月7日から施行するものでございます。

私からは以上でございます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第36号 西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○後藤教育長 日程第8 議案第37号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 議案第37号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、説明申し上げます。

本議案は、西東京市いじめ防止対策推進条例第11条に規定するいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関であるいじめ問題対策委員会の委員を委嘱するために提案するものでございます。

令和7年6月30日をもって前委員の任期が終了することに伴い、新たな委員につきまして表にお示ししております。

学識経験者として、神戸外語大学客員教授、嶋崎政男氏、法律の専門家として、弁護士の

宇多正行氏、心理の専門家として、元立川市教育委員会主任相談員の小野良子氏、福祉の専門家として、西東京市民生委員・児童委員の真鍋五十鈴氏に委嘱をしたいと考えております。

委員の任期は、令和7年7月1日から令和9年6月30日までとするものです。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第37号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○後藤教育長 日程第9 議案第38号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大内社会教育課長 議案第38号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命につきまして、提案理由を説明申し上げます。

西東京市社会教育委員につきましては、現在の委員の任期が本年6月30日に満了となり、次期委員の委嘱及び任命を行う必要があるため、本議案を提案するものでございます。

西東京市社会教育委員設置条例第2条に基づき、13名の方々につきまして委嘱及び任命を提案させていただいておりまして、区分、氏名等につきましては資料に記載のとおりでございます。

なお、次期委員の任期につきましては、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 社会教育委員の委嘱のところで、区分のところですけれども、学校教育、社会教育、学識経験はわかるような気がします。家庭教育の向上に資するというところが、なかなかぴんと来ない部分がございまして、今回どういう観点で選ばれたかを教えていただければありがたいです。

○大内社会教育課長 ただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。社会教育委員の区分につきましては、西東京市社会教育委員設置条例のほうに定められておりまして、第2条、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するという形になってございます。

家庭教育の向上に資する活動を行う者といったしましては、主には社会教育活動、特に学校を中心とした地域活動育成会ですか、放課後子供教室、そういったところにふだんから御尽力をさせていただいておりまして、そのような皆様に子どもを中心とした社会教育、生涯学習全般のことにつきまして理解が深いという形で選ばせていただいているところでございます。様々御経験がある方が多くいらっしゃいますけれども、特に社会教育の関係でふだんから事業に携わっていらっしゃる方ですか、読み聞かせですか、といったところの御理解を

いただいている方にお願いしているところでございます。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございました。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第38号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○後藤教育長 日程第10 議案第39号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大内社会教育課長 議案第39号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、提案理由を説明申し上げます。

西東京市文化財保護審議会委員につきましては、現在の委員の任期が本年6月30日に満了となり、次期委員の委嘱を行う必要がありますため、本議案を提案するものでございます。

西東京市文化財保護審議会条例第4条に基づき、8名の方々につきましての委嘱を提案させていただいておりまして、氏名等につきましては資料に記載のとおりでございます。

なお、次期委員の任期につきましては、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第39号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○後藤教育長 日程第11 報告事項に入ります。

報告事項 (1) 西東京市立田無第三中学校建替協議会検討状況の中間まとめ、説明をお願いいたします。

○坂本教育企画課長 それでは、報告事項 (1) 西東京市立田無第三中学校建替協議会検討状況の中間まとめ、について報告させていただきます。

本資料でございます。中間まとめにつきましては、田無第三中学校の建替えに向けまして、令和6年度から学識経験者、学校関係者、児童・生徒の保護者、地域関係者及び学校長で構成する西東京市立田無第三中学校建替協議会を設置し、田無第三中学校の建替えの基本的な考え方でございます基本構想・基本計画の策定に向けた検討を重ねてまいりました。現在までの検討状況を取りまとめたものでございます。

なお、建替協議会では、令和5年度に西東京市教育委員会が策定いたしました西東京市学校施設個別施設計画で示しております学校施設整備の基本的な方針や学校施設の整備基準等を踏まえ検討を進めるとともに、これまでの検討の中では教育活動への影響を十分に考慮する必要があることから、田無第三中学校の現地での建替えのほか、田無第三中学校の学区域にございます現在の西原総合教育施設がございます敷地での建替えについても、この間留意事項等の整理を行ってまいりましたので、その内容を中心にポイントを絞って説明をさせていただきたいと思います。

冊子の1枚、表紙をおめくりください。

1ページ目、はじめにのところでございます。

こちらでは、ただいま申し上げましたような田無第三中学校の建替えのこれまでの経過と、この報告書につきましては現時点での検討状況を取りまとめたところを書かせていただいてございます。

おめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

こちらが建替協議会におきまして、これまでに整理していただいております田無第三中学校の将来像・建替えコンセプトにつきまして様々御協議をいただきまして、現在2ページに記載してございます田無第三中学校の将来像、「～世代がつながる新たな探究と創造の杜～」といった将来像を軸に基本構想・基本計画を進めていくといったところが、建替協議会の中で決定されているところでございます。

また、この将来像を実現するために、四角囲みの中にございます以下4項目を建替えコンセプトと定めているところでございます。

建替えコンセプトにつきましては、1番目の柱といたしまして、安全性を兼ね備えた地域に開かれた学校づくり。内容といたしましては、このたびの田無第三中学校の建替えは、単純な学校施設の建替えだけではなくて、周辺の公共施設との複合化、そういったところも取り組むこととしてございまして、そのため学校と公共施設を複合化するに当たりまして、各施設の連続性に配慮したゾーニング、児童・生徒や一般の利用者等に配慮したセキュリティ対策を実施する。また、災害時の避難所としての防災機能を考慮した防犯・防災対策をあわせて実施する。また、多様性を考慮した様々な方が利用できるユニバーサルデザインの施設設計をするといった、大きな柱の部分ではそういう整理をしていただいているところでございます。

2番目のコンセプトでございます。時代のニーズに応じた多様な学びができる学校づくり。こちらでは、タブレット端末を使用した学習など、デジタルを活用した教育の推進に向けてネットワーク環境などを整備していくこと。さらには、児童・生徒に対しての「個別最適な学び」、子ども同士や他者との「協働的な学び」を支える柔軟な学習空間の整備に取り組んでいく。また、体育館やプール等は地域の方の利用を考慮した配置計画とするといった整理をいただいているところでございます。

3番目の柱でございます。同世代や世代間のふれあいを創出する学校づくりでございます。こちらでは、特別支援学級と通常学級の交流を視野に入れた教室配置や、学校や地域のイベントで活用可能な共有スペースを確保し、同世代や世代間の交流を図る。そのほかに、学校

内の地域利用部分に掲示板や展示スペースを設置し、学校活動の見える化と地域からの情報発信を考慮した施設設計を実施するといった整理をしていただいているところでございます。

コンセプトの最後、4番目でございます。環境を考慮した快適な学校づくり。こちらでは、雨水利用、LED照明の導入や断熱化などの省エネルギーの取組、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用し、環境に考慮した施設づくりを目指すこと。自然に囲まれた屋外休憩スペースや自然が見える屋内空間を整備し、西原の自然を活かした憩いの場を確保するといった整理をしていただいているところでございます。

ただいま申し上げましたような建替えコンセプトを図示したものを、次ページの3ページに記載してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

おめくりいただきまして、4ページ、5ページにかけてのところでございます。

こちらでは、先ほど2ページ、3ページのところで説明いたしました田無第三中学校の建替えコンセプト、4本の柱の部分でございます。こちらの実現に向けて教育環境を、それに伴う敷地の配置、施設配置ですか、施設内のゾーニングに関する留意事項等をここからは整理しているところでございます。

まず、4ページのところでは、一番左側の列は建替えコンセプト、先ほど2ページで申し上げたものでございます。

①と書いている部分が柱の1番目でございます。安全性を兼ね備えた地域に開かれた学校づくり。これを達成していくために、対応策として、左から2列目のところでございますが、大きく三つ整理してございます。

一つ目が、安心安全な教育活動とともに災害時の避難所機能を考慮した防犯・防災対策。これを実施するための想定される教育環境といたしましては、登下校時の安全対策として安全性の高い通学路を確保。2点目として、電子錠の導入、防犯カメラの設置などによる防犯性の向上。3点目としまして、堅固な建物整備や避難生活を考慮した規模・設備等の体育館等の整備といった防災対策。こういった視点を整理いただいているところでございます。

二つ目の対応策といたしまして、学校施設と複合施設の連続性に配慮したゾーニングとセキュリティ対策でございます。こちらで想定される教育環境といたしましては、1点目としまして、学校施設と複合施設の同一建物内での整備。2点目といたしまして、地域利用部分や複合施設部分から教室への動線の分断措置。3点目としまして、生徒の安全・安心を確保しつつも、学校と地域とのつながりを感じられる施設内のゾーニングにより、地域とともにある学校づくりを推進、また、学校と地域がともに子どもの学びと健やかな成長を支援する体制を整えるといった整理をいただいているところでございます。

1番目の建替えコンセプトの最後、三つ目の対応策でございます。多様性を受け止めるユニバーサルデザインの施設設計でございます。こちらでは、想定される教育環境といたしまして、インクルーシブ教育の充実に向け、段差解消や手すりの設置、バリアフリートイレ、エレベーター、ピクトグラムの採用などユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設設計といったところを整理いただいたところでございます。

建替えコンセプトの大きな柱の2番目でございます。時代のニーズに応じた多様な学びができる学校づくりでございます。こちらでは、対応策として大きく四つ整理をいただいているところでございます。

ざいます。

一つ目が、多様な学びを可能とする情報メディアセンターの構築と特別教室の有効活用。想定される教育環境としましては、ＳＴＥＡＭ教育等の各教科等横断的な学習の推進を視野に、学校図書館、視聴覚室と多目的室で構成される情報メディアセンター（ラーニングコモンズ）を構築。2点目として、情報メディアセンターには、十分な開架・閉架スペースや閲覧・学習スペースを確保、視聴覚機能や検索機能（コンピューター）の充実を図るとともに、校内各所からのアクセス性に配慮したフロア配置といったところを整理いただいてございます。

二つ目の対応策といたしましては、デジタルを活用した教育の推進に向けたネットワーク環境などの整備といたしまして、想定される教育環境としましては、校内におけるWi-Fi環境の整備とモニターなどタブレット端末の有効活用のための周辺機器の設置。2点目として、教科書、ノートとタブレット端末の同時使用が可能となる大きさの机の導入と普通教室の広さの確保。

三つ目の対応策といたしまして、個別最適で協働的な学びを支える柔軟な学習空間の整備といたしまして、想定される教育環境といたしましては、1点目として、習熟度に応じた学習のための少人数教室の整備。2点目として、多様な学習内容・学習形態に対応するための多目的スペースの整備。3点目として、誰一人取り残さない学びの保障に向け、個に応じた不登校対策として多様な教育機会を実現するためのスペースの確保。

2番目の柱の最後の四つ目の対応策でございます。教育活動と地域利用を考慮した体育館とグラウンドの整備でございます。こちらでは大きく2点。学校2020レガシーを踏まえまして、多様な運動機会を創出し、心身の健康づくりに必要な資質・能力の育成に寄与するため、様々なスポーツ、武道や運動が楽しめる設備等が整った体育館や武道場等を整備。2点目として、排水性、土ぼこりですとか、積雪・霜害への物理特性のほか、生徒たちが転倒したときの安全性、スパイクシューズ使用時の競技適応性などを考慮したグラウンドの舗装といったところを整理いただいているところでございます。

大きな柱の3番目でございます。建替えコンセプトとして、同世代や世代間のふれあいを創出する学校づくりでございます。こちらの対応策としては三つ掲げてございます。

一つ目といたしましては、学年を超えた柔軟な生徒の交流を可能とする教室外空間のデザイン。想定される教育環境といたしましては、1点目として、休み時間や放課後の交流、生徒の主体的・協働的な自治活動など多様な用途で利用できるコモンズの設置。2点目として、特別支援学級と通常学級との交流を視野に入れた教室配置。

対応策の二つ目としましては、学校活動の見える化と地域からの情報発信を考慮した施設設計。想定される教育環境といたしましては、学校内の地域利用部分における掲示板や展示スペースなどの設置といったところを整理いただいてございます。

建替えコンセプト3番目、最後の対応策といたしましては、学校や地域のイベントで利用可能な多世代交流を促進する共有スペースの確保。想定される教育環境といたしましては、屋内外における学校と地域の共同利用スペースの設置といったところを整理いただいております。

5ページをお願いいたします。

建替えコンセプトの最後、4本目の柱でございます。環境を考慮した快適な学校づくりでございます。

こちらでは対応策として三つ掲げてございまして、一つ目といたしましては、地球温暖化や気候変動への対応に貢献する環境を考慮したエコスクール。想定される教育環境といたしましては、1点目として、環境教育での活用も視野に、雨水利用や断熱化などの省エネルギーの取り組み、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの活用に取り組むこと。2点目として、断熱性や調湿性にすぐれた木材利用による温かみと潤いのある空間整備。

二つ目の対応策として、先進的で居住性・機能性・メンテナンス性にすぐれた施設設計。想定される教育環境として、1点目は、空調、換気、遮音や採光等に配慮した快適な空間の整備。2点目として、授業間や全校朝会などでの移動における効率的な移動経路に配慮した教室配置。

対応策の最後でございますが、西原の自然を活かした多様な憩い・安らぎの場の確保。こちらの部分では、自然に囲まれた屋外休憩スペースや窓から自然が見える屋内空間の確保が教育環境として想定できるのではないかといったところを、建替協議会の中で御議論いただいたところでございます。

すみません、長くなりましたが、次のページをお願いいたします。

6ページ、7ページのところでは、ただいま申し上げました建替協議会で整理いただいた建替えコンセプトの考え方に基づきまして、冒頭でも申し上げましたとおり、教育活動への影響といった視点から、田無第三中学校の建替えにつきましては、田無第三中学校が現在建ってございます現在の敷地での現地での建替えと、学区内にございます現在、西原総合教育施設がございます西原総合教育施設の敷地を活用した建替えの二つの敷地の候補がございました。

そこを踏まえて、6ページのところでは、ただいま申し上げました大きな4本柱のそれぞれの敷地における留意事項をそれぞれ。6ページは現地で建てかえる場合に、このコンセプトを実現するために施設内の施設配置をどうしたほうがいいのだろう、施設内のゾーニングに関するところをどうしていこう、そこに対してこういったところを留意していかなきやいけないといったところを整理したものが、この表になってございます。

時間の関係もございますので全ては紹介いたしかねますが、まず、例えば建替えコンセプト、安全性という部分で申し上げますと、枠組みの2段目のところでございます。この間、最近では、近隣の他自治体でも学校への不審者の侵入がございました。こういった防犯性を高めるところから、PTA室を除く管理諸室、主事室とかは除きますけれども、基本的には1階にそういう管理諸室があって、普通教室は2階以上。機能性という意味では、子どもたちの動線ということを考えますと、できれば4階以下に配置するのがいいのではないかといった視点も御意見等として整理をいただいているところでございます。

建替えコンセプトの2番目、時代のニーズに応じた多様な学びができるといったところでございます。こちらにつきましては、田無第三中学校の場合でいきますと、一番下の4点目になりますけれども、現在北側に校舎が建っているわけですけれども、その機能は残しつつ

学校の建替えを行うとなりますと、新しく建て替えると今度は北側に校庭が来ますので、その場合には改良土ですとか人工芝、ゴムチップ系での舗装が必要ではないかといった整理もいただいているところでございます。

3番目の建替えコンセプトのところでは、今の田無第三中学校がございます敷地のところは、鎌倉街道と言われる比較的交通量の多い道路に面してございますので、またそこに近接する形で学校の校舎、建物が建ちますと、やはり外観の開放性を考慮した設計が必要なのでないかといったところも留意事項として整理をいただいているところでございます。

4番目の建替えコンセプトのところでは、環境を考慮した快適な学校づくり。この部分では、三中の現地での建替えとなりますと、一番下のところに書いてございますけれども、敷地の近いところには公園などがないことから、やはり学校敷地内での緑化などの代替策の実施が必要なのではないかといった整理もいただいているところでございます。

7ページをお願いいたします。こちらでは逆に、西原総合教育施設がございます敷地を活用した場合のそれぞれのコンセプトの実現に向けた留意事項の整理でございます。

こちらにつきましては、主なものとしましては、大きく全部で6点掲げてございますが、上から4点目のところでございます。西原総合教育施設といいますのが、従前、西原第二小学校で小学校として利用されていたところになりますので、仮にこちらで中学校の施設をつくるとなりますと、西原総合教育施設の敷地だけでは狭隘なものになりますので、現在敷地の北東側にございますURさんからお借りしております土地がございます。UR敷地というふうに書いてございますが、現時点では市のほうで保育園だとか児童館で施設が建っているところでございますけれども、そちらの敷地も活用することが必要になってまいりますので、その点を踏まえまして、そこの敷地が分かれる形になりますけれども、整備する施設のつながりを考慮した敷地内での施設の配置が必要だといったところが留意事項で挙げられてございます。

建替えコンセプトの2番目といたしましては、時代のニーズに応じた多様な学びができるといったところでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、西原総合教育施設、小学校の敷地でございましたので、校舎を建ててしましますと中学生の子どもたちが校庭として使う部分の確保が、敷地の面積としてはちょっと難しい部分がございますけれども、その中でもやはり200メートルのトラックだとか、サッカーができるぐらいの敷地はしっかりと確保するとともに、URの敷地に整備する施設のつながりを踏まえた敷地内の配置が必要だといった御提案、御留意事項としていただいているところでございます。

3番目の建替えコンセプトといたしましては、こちらにつきましては、敷地外周に建物外観の開放性を考慮した設計が必要ですとか、周囲に緑地・遊歩道等がございますので、との連続性を活かした位置の配置が必要ではないかといったところも整理をいただいているところでございます。

最後4番目のところ、環境を考慮した快適な学校づくりの部分では、周辺に緑地がございますので、そこを利用したパッシブデザインの導入といったところが目指すべき方向ではないかと御意見をいただいているところでございます。

これが建替えコンセプトを実現するために、それぞれの敷地で留意すべきことということ

で、現時点で建替協議会で整理していただいている内容でございます。

最後、おめくりいただきて、8ページをお願いいたします。

今後の対応ということで、建替協議会における今後の動きでございます。今後につきましては、建替えコンセプトの実現に向けた留意事項の整理とあわせまして、施設内における望ましいフロア配置の検討を進めることとなります。この間検討しております内容について、それぞれ何階が望ましいだとかそういう整理もてきてございますので、その中では、現時点では、1階部分に必要な延べ床面積が、実際に建築が可能な面積を超過しているような状況がございます。そのため校舎内のゾーニング等を考慮しつつ、施設の中のフロア配置をどうしていくのか、敷地の中の施設をどう配置していくのか、その両面から検討を進めていく予定でございます。

なお、敷地内、敷地の中での施設をどう配置していくのかの検討に当たりましては、田無第三中学校の敷地では比較的敷地が広いものですから、複数の配置パターンが考えられるところでございます。一方で、西原総合教育施設の敷地では、先ほどURの敷地ということでお話をしましたけれども、西原総合教育施設が今ある敷地とURの敷地ということで敷地が二つに分かれることもございますので、その意味では建物の連続性などを踏まえますと、配置パターンが一つとなるということがございます。子どもたちの教育環境の充実に向けましては、引き続きこのあたりの課題の整理が必要になるものという整理を今時点ではいただいているところでございます。

以上が、建替協議会の中間まとめとしての検討状況の御報告とさせていただきます。

なお、田無第三中学校の現地なのか、西原総合教育施設敷地を使った移転なのかといったところの建替え用地につきましては、市長部局とも今連携のもと調整を行っているところでございます。その上で市長と教育委員会が協議をし、双方合意の上で、最終的にはよりよい教育環境の実現に向けまして最善の方策となるよう、まちづくりといった視点もございますので、市長が判断するといった整理が今なされているところでございます。

そのため、私ども事務局といたしましては、ただいま御報告させていただきました建替協議会からの中間まとめの報告を受けまして、本日の教育委員会定例会におきまして、この後、教育委員会の中での協議をお願いし、教育委員会としての意見を取りまとめさせていただきたいと考えているところでございます。そのため、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございました。

報告事項 (1) の説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 詳しい御説明をありがとうございました。

3点ぐらいお聞きしたいと思うのですけれども、西東京市としては、例えばプールの取扱いというのをどういうふうにしていくかという方針が定まっているかどうかということ。いろいろな自治体で学校にプールを設置しないとか、そういう動きもあるようなんですけれども、次の建替えでプールをどうするかというのは結構大きな問題かなと思うのが一つ。

それから、随所に複合施設の話が出てきているのですけれども、複合施設、どんなものを

学校とくっつけるのかという具体的なアイデアですか、そういうことについては、どの程度話し合いが進んでいるのかということ。

それから、もう一つは何だったかな。とりあえず、その二つで。

○坂本教育企画課長 御質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。

まず初めに、プールの取扱いのところでございます。こちらにつきましては、委員おっしゃるように今、特に地球温暖化の関係もございまして、屋外のプールですと学校での授業の活用もなかなか難しい部分が出てきているところもございます。そういったことから、令和5年度に策定いたしました西東京市学校施設個別施設計画という中でプールのあり方は整理してございまして、その中では一つとして、いわゆる拠点校みたいな形で、今回では中学校の建替えになりますけれども、こちらに屋内型のプールを整備いたしまして、今後に当たつては、例えば周辺の小学校の子どもたちが使うだとか、学校が使っていない時間帯においては地域の方の利用をやってもらうといった視点も必要だろうと考えてございます。そのような視点を持って検討していきたいと考えているところでございます。

2点目の複合化施設のアイデアでございます。こちらにつきましては、市長部局で今中心となって整理してございまして、現時点にはなりますけれども、これも様々田無第三中学校の地域のほうにも市長部局の職員が出かけていて、私ども教育委員会も地域の説明会には同席などもさせていただいております。

その中で、現時点で複合化を考えられている施設としましては、まだ決定しているわけではありませんけれども、この学校のほかに、今時点では西原北児童館です。URの敷地にございます西原北児童館というもの。あとは、同じくこれもURの敷地にございますけやき保育園。あとは学区域の中にはなってくるんですけれども、田無町と芝久保にございます市民集会所の機能。あとは西原町にございます地域包括支援センターで、御高齢の方の様々な御相談を受けるような場所、こういったところが既存の施設としては複合化の対象と今考えられています。これ以外に市の総合計画、大きな考え方の中で、相談機能で地域包括支援センター、御高齢の方の相談窓口はあるんですけれども、世代にかかわらず様々な方が、地域の方が、何かお悩み事等があれば、学校に行けばそういう相談ができるといった相談窓口ですとか、あとは地域の方が交流できるようなスペースの確保といった部分を複合施設として検討しているのが現状でございます。

以上でございます。

○山田委員 もう1点。

○後藤教育長 関連して。

○山田委員 三つ目です。中学校給食のこともちよつとお聞きしようかな。三中は、どこかほかの小学校の給食室で調理したものを持ってくるのか、今回は独自につくるのか、そこはどうなっているのか教えていただけますか。

○海老澤学務課長 田無第三中学校における給食室の整備につきましては、現在、学校給食運営審議会のほうで給食の在り方について検討させていただいております。その中で、以前から親子調理方式を基本として中学校給食を提供してまいりましたが、自校調理方式等を含め、また親子調理方式による提供ともあわせて現在検討しているというところになります。

以上でございます。

○後藤教育長 よろしいでしょうか。

○山田委員 はい。

○米森教育長職務代理者 建替えのお話、ありがとうございました。この中で、単体の教育環境の整備というところであればよくわかるんですが、私も先ほど山田委員からありましたように、複合の場合の教育環境として要請されることが必要かなと思いました。確かにいろいろ足りない施設というのはいっぱいあると思うんです、老人施設、幼稚園、保育園とか。ただその場合に、例えば教育に1階から4階まで使いたい、ところが老人施設でも1階がいいと、要望がいろいろバッティングすると思うんです。そういう場合には教育環境として一番いいのを最善に優先していただくほうがいいと思いますし、そういう意味では、複合にすることでも、こういったものが望ましいということをこちらから言う必要があるのかな。そういうことも踏まえて考えていただければ、建替えもいいものになるかなという気がしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○坂本教育企画課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、今回、田無第三中学校の建替えでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、これまでのよう単純な学校施設の建替えではなくて、市の総合計画の中に書いてございます「学校を核としたまちづくり」ということで、学校が地域のキーステーションというキーワードのもとで、それは言いつつも、これは市長部局とも調整が済んでございますけれども、複合化することによって子どもたちの教育環境が悪くなるようなことは絶対にあってはならないと。そのために、あくまでも教育活動に影響のない範囲での複合化等といったところは、市長部局ともしっかりと連携をとってやってございますので、その視点をしっかりと持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

○米森教育長職務代理者 お願ひします。

○服部委員 今のお話なのですから、小学校が複合化されるのと中学校という場所が複合化されるのでは、随分また配慮が違ってくるように思われます。一番感じやすくて、いろいろなもし何か問題があれば、そこでちゃんと排出することができるような時期でもあると思われますので、衆人環視のもとみたいな教育環境では本来の中学校としての教育というのもかなわないのかなと思いますので、そういうことの配慮。

それからもう1点は、けやき保育園、西原北児童館というのは、代替地があちらになった場合、確かに今ある保育園などがということがあると思うんですけれども、今現時点、代替地にある保育園ではない保育園との複合化が考えられているということになるんですか。もし現地の建替えだとした場合、その周辺にある保育園、児童館が考えられているということなんですね。すみません、ちょっと位置関係が把握できていないので。

前半は希望で、後半は質問です。お願ひします。

○坂本教育企画課長 御要望も含めてありがとうございました。複合化等の関係、特に子どもたちへの心理的な部分の配慮といった部分も含めて、しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

今検討している複合化の関係の御質問の部分でございます。今、複合化する施設の中で西

原北児童館、けやき保育園といった部分につきましては、現時点では西原総合教育施設のあるところの北西側にあるURの敷地に今ある建物でございます。その中を使って今、児童館、保育園の運営がなされているところでございます。そこも施設の老朽化自体は進んでございまして、そこも含めて、田無第三中学校がどちらに建てることになったとしても、学校施設との複合化ということで、西原北児童館とけやき保育園の機能を複合施設のところに入れるといったような想定で今検討がなされているところでございます。

○服部委員 わかりました。

○後藤教育長 よろしいですか。

○服部委員 ありがとうございます。

○今井委員 すみません、ちょっと理解が悪くて恥ずかしい質問なんですけれども、最後の8ページのところの、田無第三中学校敷地では、敷地が広いから複数の配置パターンが考えられるけれども、西原総合教育施設というのは西原とURで敷地が二つに分かれるから、建物の連続性を踏まえると一つの配置パターンとなるというところの、一つの配置パターンというのがわからなくて、もうちょっと教えてください。

○坂本教育企画課長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、地図、図面等がないとわかりづらい部分があって大変恐縮でございます。こちらにつきましては、西原総合教育施設が長方形型で、学校がもともとあったところにございまして、その北西部に正方形型で、少し斜め右のところにURの敷地があるという形になります。先ほど建替協議会の中でも、この間整理いただいたところで、安全性を兼ね備えた地域に開かれた学校づくりの中でも対応策として挙げられているように、学校施設と複合施設の連続性、セキュリティは配慮するんですけども、連続性はやはり大事だよねと建替協議会でも言われているところでございます。

そこを考えますと、今の西原総合教育施設とURの敷地が隣接している部分、本当に一部、隣接する部分はそこに限られてしまいますので、全然離れてしまうとやはり複合施設との教育的なメリットも含めてなかなか享受ができないだろうと。そのような視点から、どうしても校舎を建てる部分が、UR敷地に一番近い部分に校舎を建てなければならないとなるので、そこで校庭の問題などを考えると、グラウンドを確保すると規模もこれぐらいになったりとか、一定制約が出てしまうところで、配置のパターンとしては一つしかないといった記載をさせていただいてございます。

以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。

これももずれた質問だったら申し訳ないのですけれども、どちらに建てかえるかという話で説明を受けたんですけれども、仮に現地で建替えとなった場合、今いらっしゃる生徒さんたちがその間どうやって過ごすというか、工事が始まるとどうしても学校生活に影響とかがあると思うんですけども、その辺をどういうふうに考えていくという具体的なところみたいたいなのは、まだあまり話には上がっていないんですか。

○坂本教育企画課長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、場所が決まったときに、今度は実際に建替えの新しい校舎をどうつくっていく、整備手法というのですか、そ

といった詳細はこれから詰めていく形になります。ただ、どうしましても、現地で建替えになった場合であっても、やはり校庭を何らかの形で使わなきやいけなくなってくるので、そういう意味では全く影響がないということはございませんので。工事の問題、騒音の問題、振動の問題、あとは校庭が一部使えなくなってしまったりだと、どうしても制約が出てくる部分は出てまいりますので、そのあたりを極力子どもたちへの影響が少なくなるように配慮をしていきたいというふうには考えてございますけれども、詳細についてはこれから検討となっていくところでございます。

○今井委員 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

それでは、教育企画課長の説明にありましたとおり、西東京市立田無第三中学校の建替えについてを協議事項として議事日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○後藤教育長 それでは、御異議なしと認めます。よって、協議事項 西東京市立田無第三中学校の建替えについてを追加日程とすることに決定しました。

---

○後藤教育長 次に、協議事項 西東京市立田無第三中学校の建替えについては、現在市長部局においても調整中であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会としたいと思いますが、本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○後藤教育長 報告事項 (2) 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、説明をお願いいたします。

○海老澤学務課長 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の学校薬剤師の解嘱及び委嘱についてを御覧ください。

本件は、田無第二中学校学校薬剤師の板橋里恵氏より、令和7年5月末日をもって職を辞したいという届け出があり、これを受理し、解嘱いたしました。この届け出により、西東京市薬剤師会から、新たに吉川香花氏を後任に推薦する旨の推薦書が提出されたため、田無第二中学校学校薬剤師として、6月1日付にて委嘱いたしました。

後任の吉川薬剤師の任期は、令和9年3月31日までとなります。

以上、御報告申し上げます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項 (2) の説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

次に、報告事項 (3) 令和7年度西東京市立学校教育研究奨励事業等 学校一覧、の説明をお願いいたします。

○高野統括指導主事 私からは、令和7年度西東京市立学校教育研究奨励事業等 学校一覧、

について報告申し上げます。

恐れ入りますが、配付資料の令和7年度西東京市立学校教育研究奨励事業等　学校一覧を御覧ください。

最初に、研究指定校についてでございます。研究指定校とは、教育課題に関する研究を推し進めるために、2年間の指定で研究に取り組む学校を指しております。令和7年度は、2年次の学校が3校、1年次が2校、合計5校ございます。

柳沢小学校では、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指した授業研究」を主題として、タブレット端末等を活用しながら、児童一人ひとりの実態に応じた学習課題の提示や学習活動を展開し、よりよく学び、みずから伸びゆく力を身につけさせることを狙いとして取り組んでおります。

本町小学校、保谷中学校では、「小中連携教育の充実を見据えた、9年間の学ぶスタイルの連続性の確立～ファシリテーションによる指導方法の研究～」を主題として、小中連携教育の視点から、それぞれの学校が目指す子ども像や培いたい資質・能力を共有し、子どもたちの小学校から中学校への円滑な接続に向けて、小中学校の教員が学習面・生活面における共通理解を図りながら指導方法の工夫・改善を行っております。

本年度が2年目となる両校は研究紀要を作成し、研究発表会を開催する予定でございます。研究発表会につきましては、柳沢小学校が令和7年11月27日（木曜日）、本町小学校、保谷中学校が令和8年1月30日（金曜日）を予定しております。

本年度が研究指定校1年目の上向台小学校では、「自立した学習者の育成」を主題として、デジタルを活用しながら児童自身が一人で学ぶか仲間と協働して学ぶか、また、インターネットで調べるか書籍で調べるかなど、児童が自立的に学習する力の育成に向けて取り組んでおります。

また、保谷第一小学校では、「心の健康づくりを推進する学校教育の在り方」を主題として、悩みや不安といかに向き合い困難を乗り越えていくか考える活動を通して、心のレジリエンスを身につけ、生活や学習に生かす力の育成に向けて取り組んでおります。

この2校の取り組みにつきましては、令和8年度に研究発表会の開催を予定しております。

次に、1年間で研究に取り組む研究奨励校についてでございます。研究奨励校は、公開授業の実施や研究リーフレットの作成などを通して、他校に研究成果の還元を図っていくものでございます。本年度、研究奨励校につきましては3校ございます。

田無第三中学校及び田無第四中学校では、「デジタルを活用した学びの推進」を主題に、デジタルを活用しながら生徒自身が学習の仕方や進め方を考え、課題解決に必要な情報を集めたり整理・分析しまとめたりするなど、自律的に学習する力の育成に向けて取り組んでおります。

また、柳沢中学校では、「総合的な学習の時間」を主題に、生徒がみずから課題に取り組み、地域と学校が協働した取組を通して生徒の生きる力の育成を目指す研究を進めております。

研究指定校並びに研究奨励校のいずれの研究につきましても、担当する指導主事が学校に訪問し、指導・助言しております。

説明は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございました。

報告事項 (3) の説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

---

○後藤教育長 日程第12 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

---

○後藤教育長 報告事項 (4) いじめ重大事態に関する対応について、追加日程第1 協議事項 西東京市立田無第三中学校の建替えについては、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午 後 3 時 10 分 休 憩

午 後 4 時 12 分 再 開

○後藤教育長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして令和7年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 4 時 13 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員